

### III-1 瓦葺建物の復元

**瓦葺建物の復元** 官衙建物に瓦葺が採用されるのは7世紀末の藤原宮からで、地方では8世紀前葉以降、国府・国分寺造営に際して葺かれるのが一般的である。都城を除くと、8世紀以前に官衙建物に瓦を葺くことは少ないが、7世紀末～8世紀初頃に瓦葺を採用した地方官衙として、群馬県入谷遺跡（上野国新田郡衙か新田駅家の倉）・宮城県名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙・Ⅱ期郡庁正殿）（図1）・岡山県勝間田遺跡（美作国勝田郡衙・郡庁建物）がある。例は少ないが、奈良時代以前の瓦が出土しても寺院にならないこともあるので、建物配置などを総合的に吟味しなければならない。性格不明の遺跡から瓦が出土する場合、すぐ寺院とするのではなく官衙関連遺跡の可能性も考慮して調査にあたるべきである。

瓦が瓦葺建物からの落下状態で出土している場合は、屋根構造の復元も可能となるので一点ずつ位置を記録して取り上げることになる（写真1・2）。奈良県山田寺跡では東回廊が倒壊した状態で埋没し、瓦が建築部材・壁土といっしょに出土し回廊の復元が可能となった。ただし瓦は割れた状態で大量に出土することが多く、瓦溜（廃棄土坑）あ

るいは二次的に動いて見つかる例が多い。その場合、一点ずつ図化して取り上げることは困難な場合が多く、二次的に動いていると判断できる破片はグリッド単位で取り上げればよい。そのデータを基に分布が集中している部分などを検討して（図2）、瓦葺建物を特定することになる。瓦葺建物が特定できない場合でも地点毎に瓦を記録して取り上げ、瓦葺建物の位置を検討する作業が必要である。なお郡衙では近接して寺院が建っていることが多いので、官衙地区から瓦が出土しても量が少い場合は官衙建物に葺かれた瓦か、二次的に寺院の瓦が運ばれたものか、慎重に吟味すべきである。

瓦葺建物は普通、礎石建物であるが、掘立柱建物で瓦葺の例が千葉県大塚前遺跡・三重県ヒタキ廃寺などの小規模な仏堂で確認されている。官衙では下野国府跡（政庁・Ⅱ期脇殿）・宮城県大畠遺跡（刈田郡衙正倉か）・宮城県南小林遺跡（倉）で瓦葺の掘立柱建物が確認されており、例外的ではあるが掘立柱建物にも瓦は葺かれることがある。

築地塀も瓦葺の場合があり、築地塀本体が残っていないとも瓦の出土状況から築地塀を復元できることがある。

出土した瓦の年代を考える際には、製作年代と供給年代・廃棄年代を区別し、伴出する土器より製作・供給・廃棄までの年代幅が大きいことを考慮する必要がある。同じ遺

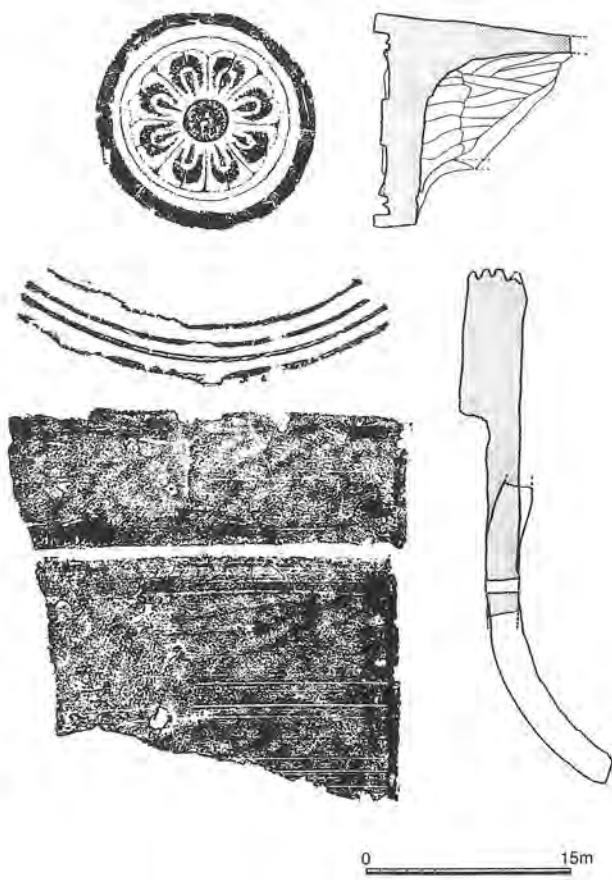
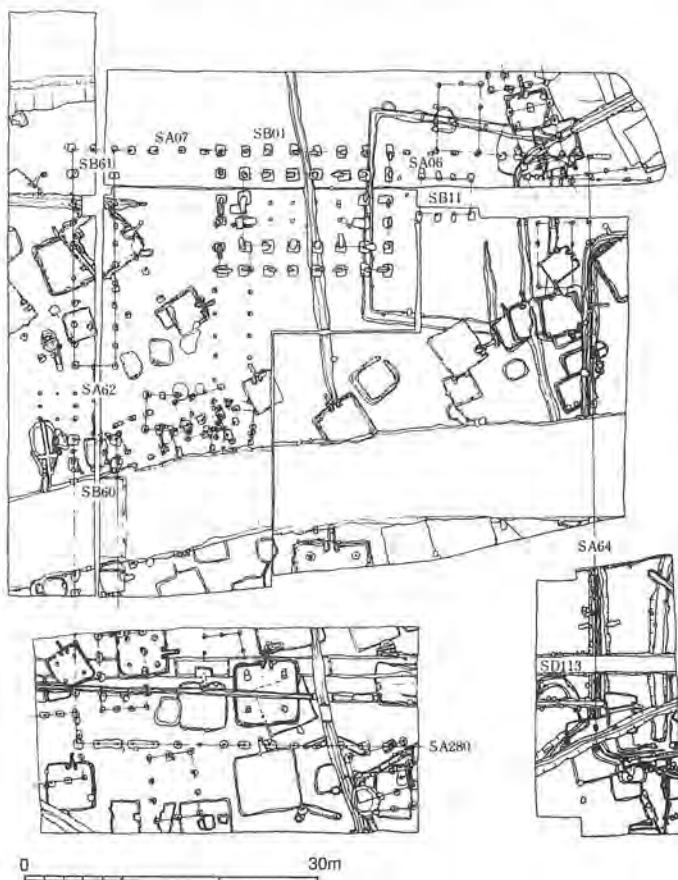


図1 宮城県名生館官衙遺跡 郡庁院平面図および出土瓦

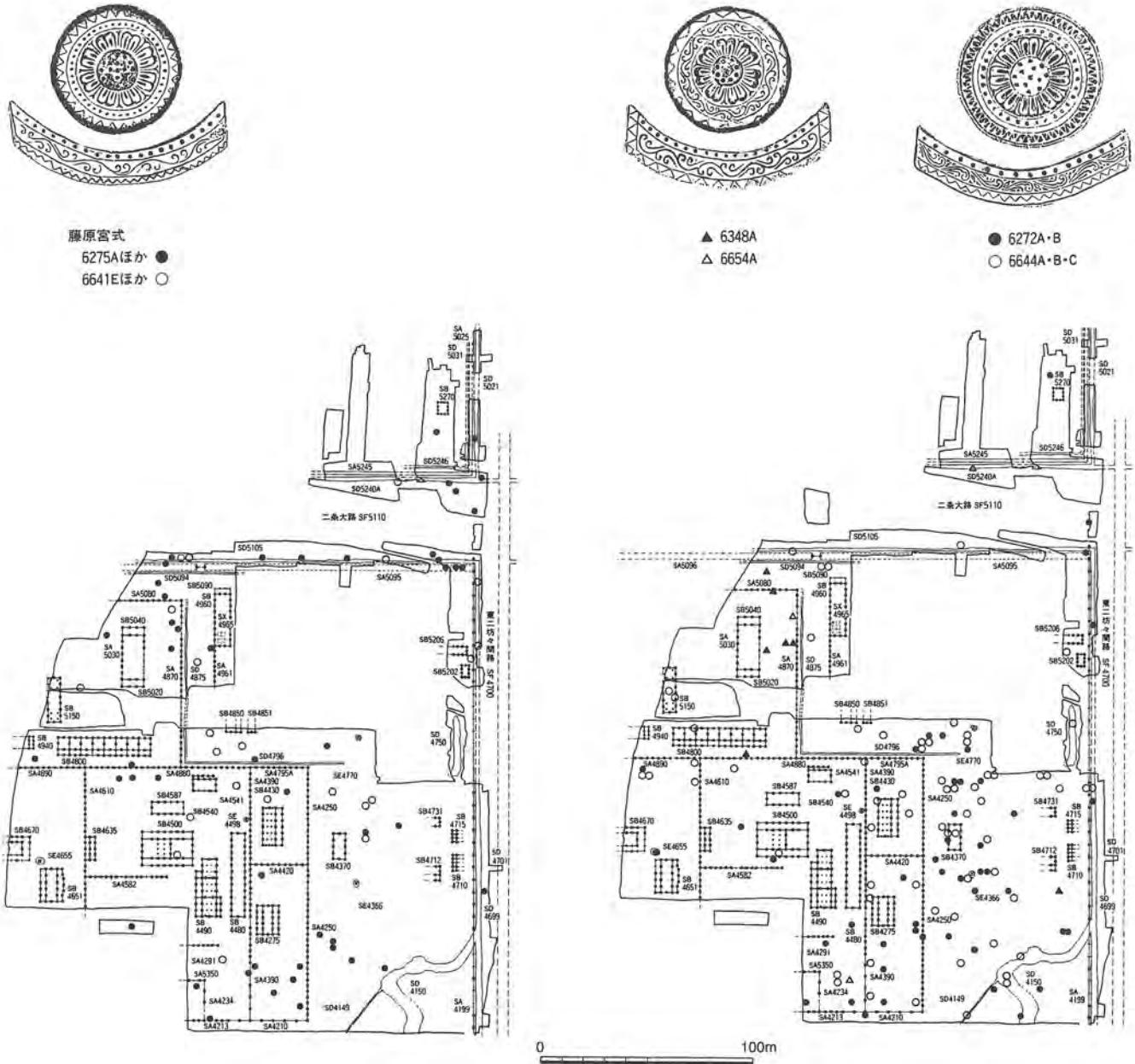


図2 平城京左京三条二坊（長屋王邸）第I期の軒瓦分布図



写真1 伊勢国府跡瓦出土状況



写真2 奈良県山田寺跡東面回廊瓦出土状況

構から一括で土器と瓦が出土する場合でも、土器の示す年代より瓦の製作年代は古くなることが多いので、瓦の年代は慎重に検討する必要がある。やはり瓦自体を型式学的に分析して製作年代を把握しておくべきであり、あくまでも土器などの共伴遺物が示す年代は廃棄年代の一端を示すことを念頭におくべきである。

**屋根構造の復元** 官衙建物の屋根は、切妻造・寄棟造・入母屋造を採用し、方形造は仏教施設（仏堂）になることが普通であり、屋根の違いは遺跡の性格を知る上で重要な手がかりとなるので屋根復元は重要である。瓦葺建物は何度も補修が行われることが多いので、落下状態の瓦については創建期のものばかりか、補修期のものがどのような出土状況をしているのかなど、問題意識を持って慎重に位置を押さえる必要がある。取り上げる際に特に注意する点は、軒瓦・平瓦・丸瓦の数量比から屋根構造がわかることから、軒瓦だけを取り上げるのではなく、平瓦・丸瓦を含めすべての瓦を取り上げることである。また同じ建物屋根に無段式・有段式の丸瓦がいっしょに葺かれることもあり、出土状況から無段式・有段式の丸瓦を同じ列に使用したか、さらに建物正面と背面で出土する瓦に違いがあるかなども検討すべきである。

軒瓦・平瓦・丸瓦・道具瓦（熨斗瓦・面戸瓦・鬼瓦・隅木蓋瓦）の出土比率は、屋根の形によって違いが生じるので屋根を復元する上で瓦の数量分析は必要である。軒瓦に対する平瓦・丸瓦数の比率は切妻造よりも、寄棟造・入母屋造・方形造が大きくなる。恭仁宮（山城国分寺）では屋根形態差を反映し、大極殿（金堂）地区より塔地区で軒瓦数に対する平瓦・丸瓦数の比率が小さいことが確認されている<sup>(1)</sup>。瓦の枚数を算出する方法は、総重量を平瓦・丸瓦各型式それぞれの完形品（平均重量）の重量で割って枚数を求める重量計測法や、平瓦・丸瓦各型式の四隅の総数を数え総隅数を4で割って型式毎の枚数の算定を行う隅数計測法などがある<sup>(2)</sup>。

道具瓦についても注意が必要である。平瓦の広端部（軒平瓦では狭端部）の隅を切り欠いた瓦が隅切瓦（隅軒平瓦）で（図4）、これは寄棟造・入母屋造・方形造の屋根傾斜面が降棟に接する部分に使用される。隅切瓦（隅軒平瓦）が出土した場合、建物は熨斗棟ではなく総瓦葺になる。長屋王邸では隅軒平瓦の出土から、邸宅内に総瓦葺建物が建っていたことが指摘されている。屋根の隅木にかぶせる隅木蓋瓦が出土することがあり、この内幅から隅木幅を推定できることもある。ただし平瓦の狭端部を三角形に欠いて隅木にかけたものもあるので、焼成後に打ち欠いて作った隅切瓦（隅軒平瓦）・面戸瓦などの道具瓦を含めて、出土した平瓦・丸瓦破片を観察する必要がある。

平城宮・平安宮などでは建物の移築が行われたことが文献史料・発掘成果から判明している。地方官衙では、建物の移築を示す史料は少ないが、瓦の再利用を明らかにすることによって建物の移築などを明らかにできる可能性があるので、その点の配慮も必要である。

遺跡から出土する瓦は創建期のものだけではなく、補修期の瓦も含まれる。創建期の瓦を認定するには、もっとも多く出土している軒瓦の組合せを創建期にあてる方法が一般的であるが、軒瓦だけを扱うのではなく大量に出土する平瓦・丸瓦を含めて扱う必要がある。特に建物の補修に際しては、差し替える瓦が少量のために軒瓦が出土しない場合もあり、軒瓦だけを扱っていると補修の実態が不明なままになってしまうことがある。栃木県多功遺跡（河内郡衙正倉）において、軒瓦は創建期（8世紀中頃）のものだけが出土しているが、出土したすべての平瓦・丸瓦の分析から8世紀末から9世紀中葉にかけて何度も平瓦・丸瓦を差し替え、補修を行っている実態を明らかにしている<sup>(3)</sup>。

**甍棟、熨斗棟** 屋根の棟だけを瓦葺とすることがあります、平瓦を縦に半裁した熨斗瓦だけを載せる棟を熨斗棟、軒丸瓦・軒平瓦を下段に始めた棟を甍棟と呼ぶ（図5・6）。平安京の貴族邸宅や寺院などに採用されている。官衙建物においても軒丸瓦・軒平瓦の占める割合が平瓦・丸瓦に比べて高い場合、甍棟の可能性も考えるべきである。恭仁宮では隣接地の瓦敷遺構から出土した瓦を接合した結果、幅が1/2までしかない平瓦破片が大半を占めほとんどが割熨斗瓦となり（図3）、周辺に甍棟の官衙建物を推定している<sup>(4)</sup>。千葉県日秀西遺跡（相馬郡衙正倉）でも瓦の出土量が少ないことから、熨斗棟・甍棟建物を想定している。ただし焼成前に平瓦を半裁した切熨斗瓦は容易に識別できるが、焼成後に平瓦を縦に半裁し、割熨斗瓦として使用する場合が多いために熨斗瓦を抽出することは容易でないので、出土した平瓦破片を丹念に観察する必要がある。

（大橋泰夫）

〔注〕（1）上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告 瓦編』京都府教委、1984年。（2）京都大学考古学研究室『丹波周山窯址』1982年。（3）秋元陽光・保坂知子『多功遺跡Ⅲ』上三川町教委、1996年。（4）加茂町教委『恭仁宮（京）跡発掘調査概要－平成10年度加茂町内遺跡発掘調査概報－』1999年。

〔参考文献〕上原真人「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった」『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』1988年。



写真3 瓦の名称 (平城宮朱雀門)



図3 京都府恭仁宮跡出土廻斗瓦

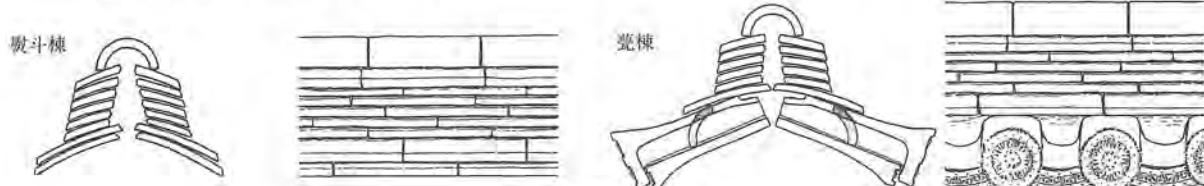


図6 廻斗棟と葺棟

## III-2 瓦の製作と分布

**瓦の製作と分布** 官衙から出土する瓦を分析する場合、瓦の製作年代を検討するだけではなく、どのような生産体制や造瓦組織によって官衙の瓦が製作されたかを吟味する必要がある。

平城宮・平安宮では造宮省などの官司が主体となって、官営工房として造瓦所を設けて、宮内の所用瓦の生産を行っている。京都府上人ヶ平遺跡（写真1）・市坂瓦窯は、そうした官営の瓦工房の一つであり、一体となって平城宮へ瓦を供給していた。一方、地方においては在地の窯業生産の実態に応じて、官衙の瓦生産・供給が行われていたとみられるので、地域ごとに官衙の瓦がどのように生産、供給されたかを検討すべきである。

分析の視点としては、国衙が直接、瓦作りに関わった国衙工房の製品（国府系瓦）であるのか、在地（郡など）に生産させた瓦（郡系瓦）かなど、官衙がどのように瓦の生産・調達に関わったのかを検討すべきである。また性格が不明な遺跡を考える場合にも、瓦がどのような生産体制によったかを明らかにすることによって、その遺跡が官衙に

なるのか、寺院になるのか、遺跡の性格を究明できる場合がある（図1）。

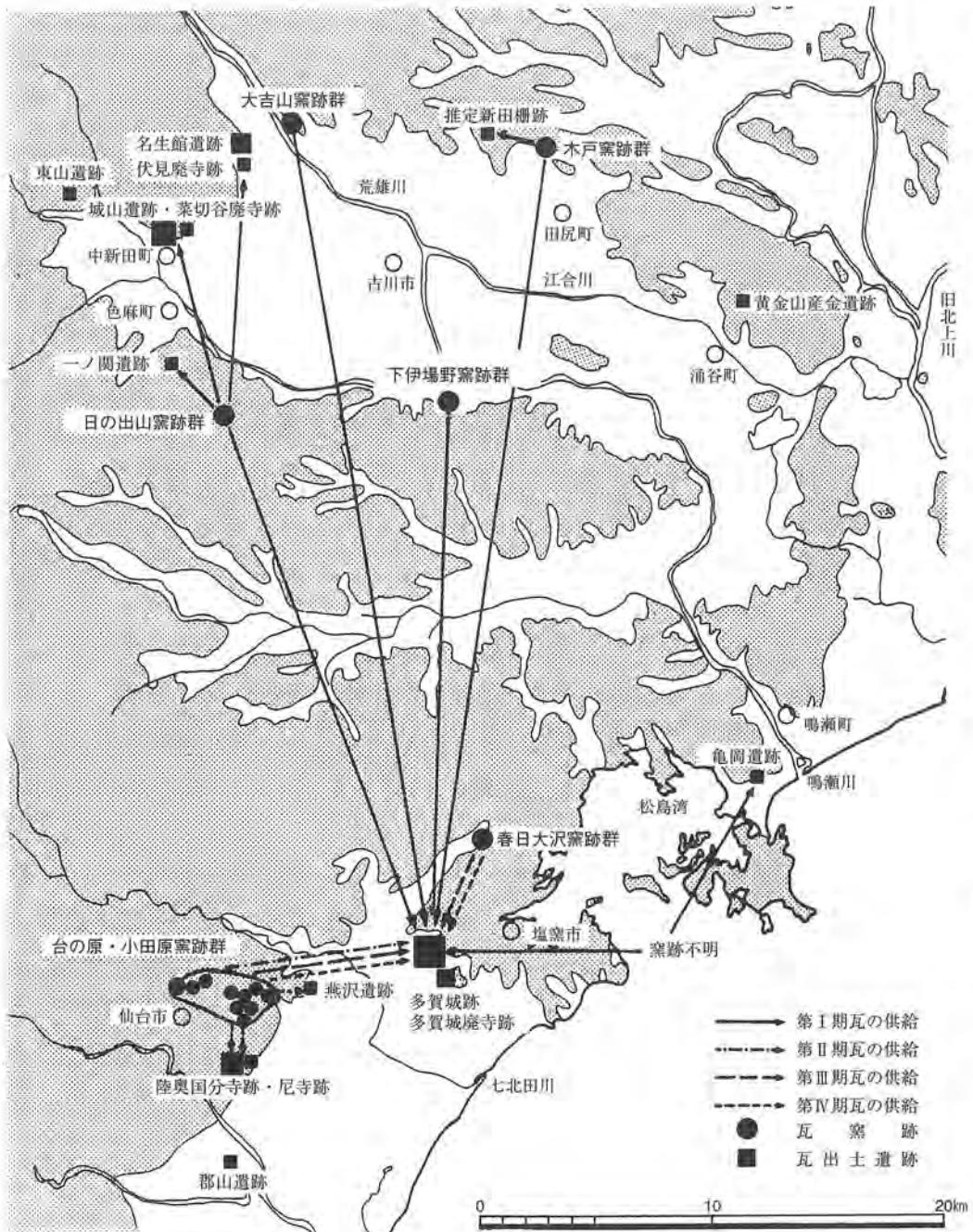
官衙の瓦を生産した瓦工房は、大きくは国衙が瓦生産に関わる国衙工房（国府系工房）と在地の豪族層（郡領層など）が関与する在地系工房（郡系工房）に分けることができる。ただし国衙工房と在地系工房は画然と分かれるものではないことは注意が必要である。地方においては国衙工房といつても、臨時の工房であることが一般的であり、在地系工房を利用した形で国衙工房とする場合もある。国衙工房の工人の編成についても多くの場合、在地系工房に頼ったとみられる。

ただし出土する、すべての瓦の生産窯がわかっていることは稀である。こうした場合でも、瓦自体の分析から同じ特徴を持つ同一の瓦工房製品を抽出する作業を行うべきである。藤原宮出土瓦の分析では、軒瓦の瓦当紋様・製作技術・胎土の検討から奈良盆地縁辺の日高山瓦窯・高台瓦窯・峰寺瓦窯・西田中瓦窯などの他に、讃岐宗吉瓦窯・淡路土生寺瓦窯・近江などの遠隔地からも供給されていることを解明し、藤原宮への瓦生産の実態を明らかにしている<sup>(1)</sup>。

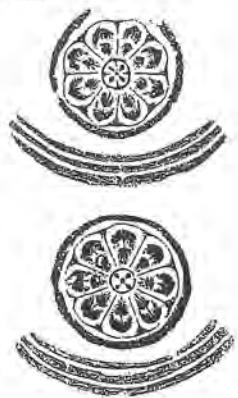
特定の瓦工房で生産された瓦の分布については、一郡内だけに分布するのか、郡域を越えて数郡に広がるのか、他



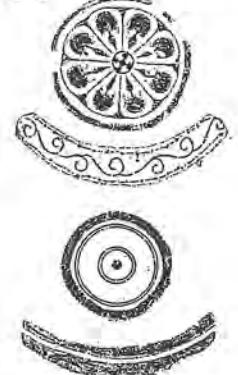
写真1 京都府上人ヶ平遺跡全景（上空から）



第Ⅰ期



第Ⅱ期



第Ⅲ期



第Ⅳ期



瓦窯跡の位置と供給先

図1 陸奥の瓦窯と多賀城各期の主要軒瓦

の郡にも分布する場合には官衙・官寺だけなのか、氏寺も含むのかなどを吟味すべきである。同一郡内だけで分布するならその郡衙などが主体的に運営した瓦工房の製品であり、郡域を越えて複数郡の官衙に使用される場合は国衙が関与した瓦工房製品の可能性が高まる。山陽道の駅家では、国司の管轄下にあった官衙（国府）や寺院（国分寺）に国府が関わったとみられる国府系瓦が主体的に用いられる（図2-1参照）、山陽道沿いに帶状に分布すること、隣国等にはまたがって分布しないことなどから、こうした瓦が用いられた遺跡は国司管轄下の建物群であり、遺跡の立地・残存地名・文献史料から駅家の復元に成功している<sup>②</sup>。

瓦工房の組織・運営などの分析も必要である。特に瓦工人の編成と在地の窯業生産との関係を明らかにし、瓦工人がどのように編成されたかを検討すべきである。瓦工人が郡域を超えて移動しているのか、国を超えて移動しているのかなどを、軒瓦の範・叩き板の移動などから検討することによって、その生産窯が国衙工房であるのか、在地系工房であるのかが明確になっていくはずである。

また地方官衙の軒瓦の瓦当紋様が、平城宮・平城京出土例に類似している場合、官からの強い関係・援助などに直接、結びつける意見もあるが、紋様の類似性だけを持って平城宮との関係を論じることは避けるべきである。奈良時代において平城宮・京と同範の軒瓦の分布から、国分寺・国府所用瓦の多くが在地の瓦工人によって瓦生産が行われ、平城宮の造瓦組織を各地の国分寺・国府造営に際して派遣していないことが指摘されている<sup>③</sup>。やはり宮都との関係を瓦から論じる際には、軒瓦の瓦当紋様の類似だけでなく、軒瓦の製作技法、平瓦・丸瓦などを含めて総合的に吟味すべきである。

瓦の運搬についても考える必要がある。平城宮では瓦進上木簡から一回毎の運搬量や、瓦が瓦窯から直接それぞれの造営場所に運ばれたことが明らかにされている<sup>④</sup>。

**国分寺系と在地系**　国ごとに軒瓦の瓦当紋様に統一性が現れるのは、地域差はあるが国分寺創建を期にしている国が多い。その場合、国分寺出土の軒瓦は創建期だけでなく補修期にいたる長期間にわたって瓦当紋様が統一性を持ち、同時に国ごとの違いも大きく、国名を冠して某国分寺系（式）と呼ばれることがある。特徴として、在地に系譜が迫れない瓦当紋様・製作技法を持ち、分布が国分寺だけでなく国府・郡衙・駅家などの官衙に継続的に供給される例が多い。こうした瓦は国衙が運営に関わった国衙工房の製品（国府系瓦）と考えることができる。

一方で、国府・国分寺の整備前から在地の豪族層（郡領層など）が関与した在地系工房があり、国衙が直接、運営に関わっていないが、その製品も国府・郡衙・国分寺など

へ供給されることがある。そこで作られた在地系瓦（郡系瓦）は地域ごとに生産を行っているために、軒瓦の瓦当紋様・製作技法に統一性・規格性がない特徴があり、国府・国分寺から出土する場合は郡などから貢納された瓦とみることができる。

下野国でみると、国分寺に先行して国府や那須官衙跡（那須郡衙正倉）、多功遺跡（河内郡衙正倉）、国府野遺跡（足利郡衙正倉）などの官衙で瓦葺建物が造営される（図2）。この時期の郡衙正倉の瓦は自郡内で生産され、郡ごとに軒瓦の瓦当紋様は異なる。一方、国府に葺かれた瓦は各郡の瓦工房から供給された瓦である。国分寺創建期にも、国府と同じように各郡生産の瓦が供給され、軒瓦紋様に統一性がなく、平瓦・丸瓦も規格性を欠いている。瓦生産に国衙が積極的に瓦生産に関わった形跡をうかがうことはできず、郡が生産した在地系瓦（郡系瓦）を国府・国分寺に貢納したとみられる。

その後、国分寺の造営が本格化すると供給される瓦は一変する。軒瓦の瓦当紋様がそれまでの在地系と異なり統一化され、平瓦の製作技法も一枚作りに、丸瓦も有段式に統一され瓦の規格性が高くなる。下野国分寺式瓦の成立である。生産窯も集約化して、国分寺・国府・郡衙建物の補修用に同じ瓦工房の瓦が供給される体制になる。この段階は国衙が瓦生産に関わった国衙工房とみられる。

下野国の瓦生産のあり方は、官衙・国分寺用の瓦を各郡で生産させていた方式から国衙が各郡の工人を編成して国衙工房として一か所で生産する方式へ移行しており、郡が運営する郡系工房から国衙工房への変化とみられる。下野国府跡から、「造瓦倉所解」「都賀郡瓦倉」と記された8世紀末頃の木簡が出土しており、国衙が「造瓦倉所」という組織を設けて国内の瓦葺倉庫の造営に関与していることがうかがえる。

ただし国ごとに国府・郡衙・国分寺の整備状況（礎石・瓦葺化）は異なっており、具体的な瓦生産のあり方については、それぞれの地域で瓦を総合的に分析し、どのような生産体制・組織で瓦を供給したかを解明すべきである。

（大橋泰夫）

〔注〕（1）花谷浩「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』40-2、考古学研究会、1993年。（2）高橋美久二「古代の山陽道」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。（3）山崎信二「平城宮・京と同範の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的研究」『1993年度文部省科学科学研究費補助金一般研究（C）』1994年。（4）寺崎保広「瓦進上木簡小考」『奈良古代史論集』奈良古代史談話会、1985年。

〔参考文献〕上原真人『歴史発掘11 瓦を読む』講談社、1997年。大橋泰夫『下野国分寺跡Ⅹ 瓦・図版編』栃木県教委、1996年。同『下野国分寺跡Ⅹ 瓦・本文編』同、1997年。

表1 下野における国府・国分寺・郡衙の瓦

国分寺創建前	下野国府	下野国分寺	多功遺跡	国府野遺跡	国府・国分寺の造瓦体制
1 - 1 期前半	郡系	郡系	郡系 (河内郡式)	郡系 (足利郡式)	郡の生産
1 - 1 期後半	国分寺式	国分寺式	郡系 + 国分寺式		国衙工房生産
1 - 2 期	△	△	国分寺式	国分寺式	△
2 - 1 期	△	△	△		△
2 - 2 期	△	△	△		△
3 期	△	△		国分寺式	△

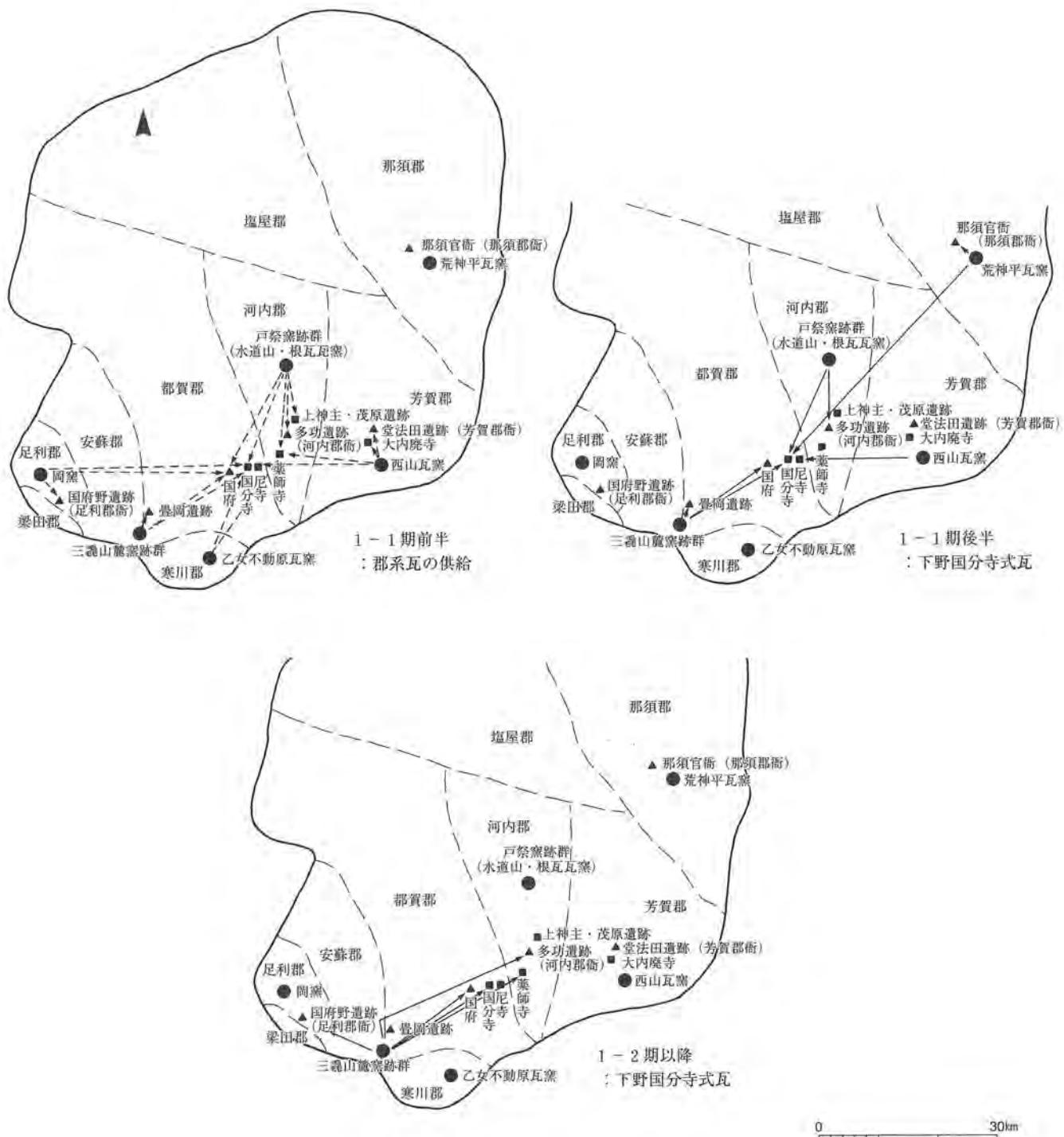


図2 下野における瓦の供給体制の変遷

### III-3 瓦の観察

**瓦の観察** 軒瓦は紋様があり、平瓦・丸瓦よりも製作の手間が多くかかっており細かな属性を検討し易い利点があることから、これまで瓦研究の主たる対象となってきた。もう一つの特徴は範を使用して製作することであり、同範瓦の分布を読み取ることによって多くの成果が挙がっている。ただし同範の軒瓦でも同時期であると即断できない点に、注意が必要である。範は長期間にわたって使用される場合があり、同範であっても製作技法の変化、範傷進行・彫り直しを段階的に追う必要がある。また範が瓦工房間を移動している場合があり、胎土・焼成の違いなどにも注意が必要である。その上で製作技法を検討し、同じ瓦工人の製品か、範だけが移動して別の瓦工人が製作したかなどの検討を行うことになる。

しかし軒瓦だけでは、屋根構造の復元・瓦生産がどのように行われたかを検討する上には不十分であり、もっとも大量に出土する平瓦・丸瓦を含めて総合的に分析すべきである。共通する胎土・焼成・製作技法の特徴などから、同じ瓦工房で同時期に作られた平瓦・丸瓦を認定する作業が必要となる。

平瓦の観察点としては、まず桶巻作りか、一枚作りかをみるべきである。大きくは桶型に粘土板を巻付けて粘土円筒を作り4分割して平瓦4枚を作る桶巻作りから、平瓦を一枚ずつ作る一枚作りへ変わる。平城宮では平城宮第Ⅰ期(708~721)には桶巻作りが一般的であり、平城宮第Ⅱ期(721~745)になってから一枚作りに変わる<sup>(1)</sup>。地方においては一枚作りの技法の採用は多くは国分寺創建頃である。しかし一枚作りへの転換が遅れる地域・場合もあることから、桶巻作りの平瓦が出土しているからといって、一概に年代を国分寺創建前に限定することは避けるべきである。すべての瓦を検討して慎重に時期を検討すべきである。興福寺へ瓦を供給した奈良県梅谷瓦窯においては、平瓦の製作技法が一枚作りから桶巻作りに変わっており、桶巻作りの平瓦が新しいと言えない場合もあることは念頭におくべきである。

平瓦の分析にあたっては、凸面に残る叩き板の痕跡(型押文)の同定も行うべきである。縄叩きの場合、同じ道具で作られた製品の認定は難しいが、格子を刻んだ叩き板の痕跡の同定は可能である。軒瓦の同範との違いは、範が長期間にわたって使用されることが多いのに対して、叩き板の場合は使用頻度が高いために傷みが早く、より短い製作年代幅を押さえられる特徴がある。この利点を生かすと、同時期に製作された平瓦・軒平瓦を抜き出すことが可能と

なる。下野国分寺跡では短期間に同一の叩き板で作られた平瓦が桶巻作りから一枚作りに変わり、その後、桶巻作りに戻ることや、文字を記名する時期としない時期があることなどが確認されている。

奈良県山田寺跡の四重弧紋軒平瓦では、製作に使用された桶・布袋の痕跡から桶の復元にまで成功している<sup>(2)</sup>。特徴が少ないとみられる丸瓦についても、布の綴じあわせや製作技法、有段式であれば段部の特徴など、さまざまな属性を検討すべきである<sup>(3)</sup>。

瓦の観察にあたっては、軒瓦だけを扱うのではなく、出土したすべての平瓦・丸瓦・道具瓦をふくめて、さまざまな視点から型式学的・数量的に分析することが望ましい。

**葺足** 平瓦・丸瓦は上下に瓦を重ねて葺いており、見える平瓦・丸瓦の長さを葺足と言う。葺足の長さは、建物に使用された瓦の枚数を明らかにする有力な材料である。葺足は長い年月、風雨にさらされた平瓦の凹面、丸瓦の凸面に風化して残る場合がある。丸瓦は玉縁部分だけが重なり丸瓦の胴部長がそのまま葺足となり、平瓦よりも枚数が少なくなる。平城宮第2次大極殿院では平瓦の葺足は15cmで、平瓦全長に対する比率は0.38~0.40になっており、そのデータを基に瓦の枚数(軒丸瓦3,600、軒平瓦3,600、丸瓦47,700、平瓦121,200)を推定している<sup>(4)</sup>。平瓦・丸瓦の風化が不明な場合でも、有段式丸瓦の場合は重複るのは玉縁部分で葺足は胴部長と一致し、平瓦・丸瓦の枚数比率を算出すれば葺足を推定できる。奈良県頭塔では重量計測法から平瓦・丸瓦の出土比率を算出し、通常の瓦葺建物と異なり平瓦の葺足が65%と長いことを明らかにしている<sup>(5)</sup>。

**軒平瓦の顎面観察** 軒平瓦の顎面(凸面)に、横方向の丹線(ベンガラ)が観察できることがある。これは瓦を受ける瓦座(茅負)に瓦を載せた際に、外側に出た軒平瓦の顎面に建物を彩色する刷毛の丹(ベンガラ)が及んだ痕跡である。丹線を持つ軒平瓦が出土する場合は、その瓦が葺かれた建物は柱が丹塗りされた総瓦葺になる。稀に平瓦の凸面に横方向の丹線が観察できることがあり、この場合は平瓦を軒平瓦として葺いたことがわかる。兵庫県小犬丸遺跡(布勢駅家駅館)(写真3)・栃木県那須官衙跡(那須郡衙正倉)(写真4)などでは、顎面(凸面)に丹線が付いた軒平瓦が出土しており、国府・郡衙の政庁建物だけでなく山陽道の駅家や、東国の郡衙正倉も丹塗りしていることが明らかになっている<sup>(6)</sup>。

補修期の軒瓦の顎面に丹線が付いている場合は、その時期に瓦を差替えただけではなく建物全体の塗り直しを含めた大きな改修も行われたとみることができる。山田寺金堂・塔では軒平瓦顎面の丹線の位置から、軒平瓦の茅負からの出が15cmから12cmに縮んでいることを確認し、奈良時代



図1 『天工開物』にみえる桶巻作り



図2 『江戸名所図絵』にみえる凹型台



図3 『江戸名所図絵』にみえる凸型台

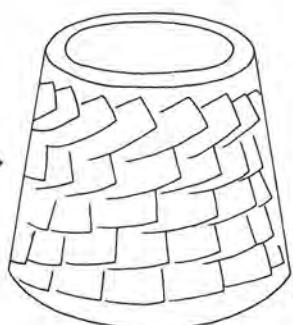
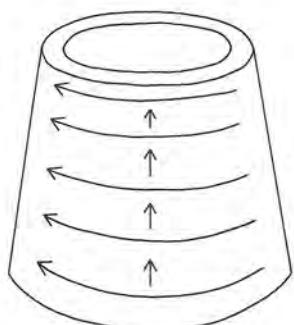
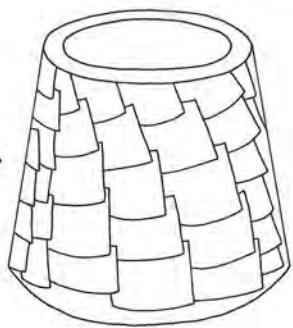
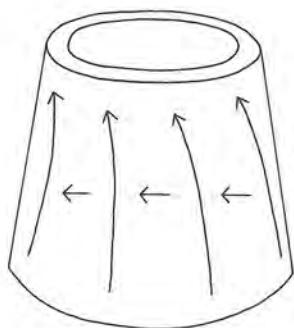


図4 平瓦桶巻作り叩き締め順序 2種



写真1 奈良県山田寺跡出土平瓦の凹面

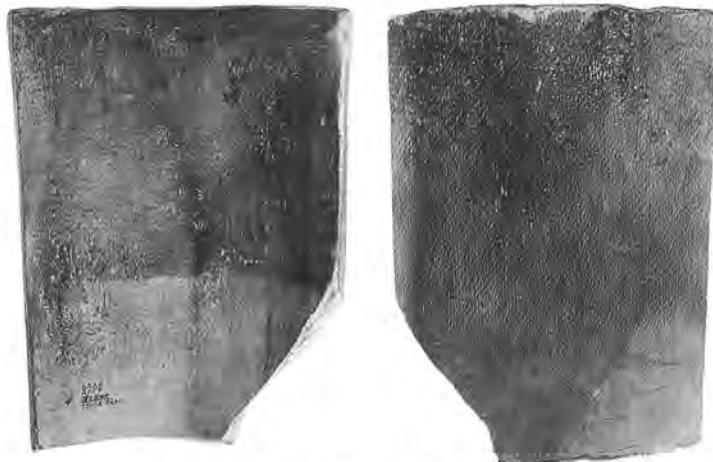


写真2 平城宮大極殿出土平瓦

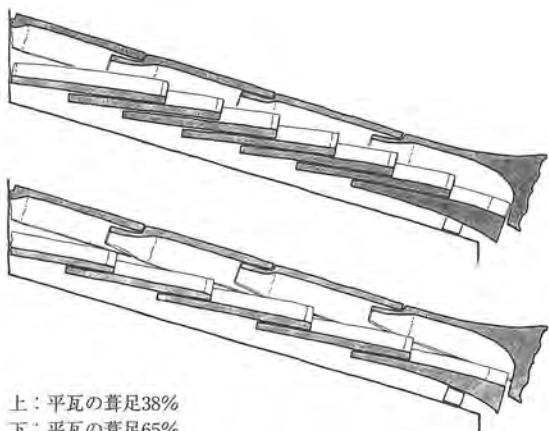


図5 瓦の葺足推定図

の補修にあたり瓦全部を下ろして葺替え、建物の塗り直しをおこなっていることを明らかにした。また創建（淡赤色）と奈良時代の補修（濃赤色）では丹線の色調が異なり、分析によれば同じベンガラ（酸化鉄）であるが、微量成分の含有量が違うことを指摘している<sup>⑦</sup>。（大橋泰夫）

〔注〕（1）花谷浩・毛利光俊彦「屋瓦」『平城宮発掘調査報告Ⅹ』奈文研、1991年。（2）花谷浩「軒平瓦」『山田寺発掘調査報告』奈文研、2002年。（3）大脇潔「丸瓦の製作技術」『研究論集Ⅸ』奈文研、1991年。（4）佐川正敏「屋瓦」『平城宮発掘調査報告Ⅺ』奈文研、1993年。（5）岩永省三「頭塔の屋根」『史跡頭塔発掘調

査報告』奈文研、2001年。（6）高橋美久二「古代の山陽道」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。大橋泰夫「古代の瓦倉について」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会、1999年。（7）前掲注（2）参照。

〔参考文献〕上原真人「瓦の見方について」『富山市考古資料館紀要』3、1984年。



写真3  
小犬丸遺跡（布勢駅家）  
瓦葺建物と出土瓦



写真4  
那須官衙遺跡（那須郡衙）  
瓦葺正倉と出土瓦